国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

記者発表資料

令和　8年 10月16日
東北地方整備局
盛岡市

岩手県初！河川空間のオープン化

― 盛岡市の北上川木伏緑地を中心として「都市・地域再生等利用区域」に指定 ―

東北地方整備局は、盛岡市からの要望書の提出を受け、北上川の木伏（きっぷし）緑地を中心としたエリアを河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」（河川空間のオープン化）に本日付けで指定しました。岩手県内では初の指定となります。

この指定により、これまで試行的に実施してきた河川空間での民間事業者によるオープンカフェ、物品販売、イベント開催及び川舟の運航などの営業活動が本格的に可能となり、さらに賑わいのある魅力的な水辺空間の創出が期待されます。

なお、令和８年10月 23 日に盛岡市役所において、下記により指定書交付式を行います。

北上川・木伏緑地　河川空間のオープン化指定書交付式

1. 日　時　　令和8年10月23日（金）15:00～15:15
2. 場　所　　盛岡市役所本庁舎市長応接室
3. 出席者　　盛岡市長、岩手河川国道事務所長
4. 内　容　　指定書交付、盛岡市による事業計画概要説明


木伏緑地周辺の河川空間

《 発表記者会 》 青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会
山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

《 問い合せ先 》

〇河川空間のオープン化について
国土交通省 東北地方整備局 河川部 水政課　　電話：０２２-２２５-２１７１（代表）
課長　梶家 有希　（内線：３５５１）
専門調査官　阿部 政昭　（内線：３５５４）

〇指定書交付式について
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所　電話：０１９-６２４-３１３１（代表）
（河川）副所長　関 浩明　（内線：２０４）
河川占用調整課長　佐々木英紀　（内線：３４１）

盛岡市 都市整備部 都市再生課　電話：０１９-６５１-４１１１（代表）
課長　下山 博文　（内線：７２４０）

【別添1】

都市・地域再生等利用区域指定計画概要[北上川・木伏緑地]

盛岡市は、ニューヨーク・タイムズ紙から「2023 年に行くべき 52 カ所」に選ばれ「歩いて回れる宝石的スポット」として紹介されました。

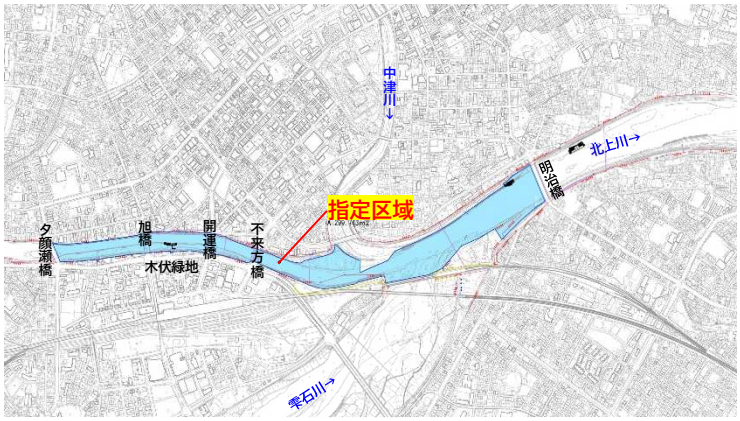
この盛岡市の中心市街地を貫流する北上川や中津川は、良好な水辺空間として永く市民に親しまれており、さらに観光資源としても着目し、河川を活かした様々な取り組みを進めてきたところです。

平成 29 年度からは北上川において、かつて盛んだった舟運の実現に向け市民団体が社会実験として運航実習や体験運航を重ね、本格事業に向けた成果を上げてきました。

また、北上川に隣接する木伏緑地では、令和元年度から Park-PFI 事業を展開し 200mほどの帯状の敷地にコンテナ型のモダンな店舗が並び、コーヒーショップ、ジェラート店、居酒屋、ジンギスカン店などが営業しています。さらに、芝生広場も整備され、各種イベントや散策も楽しむことができます。

今回の都市・地域再生等利用区域(河川空間のオープン化)の指定により、舟運事業の本格実施及び Park-PFI 事業と一体とした河川敷の活用が可能となり、区域内でのイベント開催や新たな飲食物・物品販売施設の設置など、河川空間を活用したより一層の賑わいを創出し、盛岡市の地域活性化と更なる観光振興が期待されます。

＜都市・地域再生等利用区域指定範囲＞



＜主な利用計画＞

①木造舟の運航による舟運事業の実施

②堤防天端をオープンカフェなどに利用

③その他イベントの実施

＜参考:これまで社会実験等で実施したイベント＞



川舟の運航



キッチンカー



河川敷でのイベント

【別添2】

都市地域再生等利用区域の制度概要

＜制度の概要＞

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところですが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となっています。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになります。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】
広場、イベント施設、船着場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）、 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

